

酒害教室事業実施要領

1 目的

アルコール依存症の回復途上の方やその家族等を対象に、アルコール関連問題についての正しい知識の普及や治療の動機づけを行い、体験談等を語り合うことによって、アルコール依存症からの回復を支援することを目的とする。

2 実施主体

酒害教室を実施する各区保健福祉センター（12 か所）

【北、西、港、大正、西淀川、東淀川、生野、鶴見、阿倍野、東住吉、平野、西成】

3 実施体制

精神科医師・精神保健福祉士・精神保健福祉相談員・保健師・精神保健福祉担当事務職員等により、月1～2回を目途に実施する。

4 対象者

アルコール依存症の回復途上の方やその家族等で、酒害教室への参加を希望する者（原則として市内居住者）。必要に応じて面接を実施する（資料1～3参照）。

5 実施日

実施主体において定例日に実施する。

6 内容

プログラムは、参加対象者にあわせて作成し、事前にスタッフ間でよく話し合って計画を立てる。病気の理解・治療等の講義、体験談等をプログラムに盛り込む。プログラムの教材及び媒体としてテキスト、パンフレットなどを使用する。

テーマは、年間を通してのテーマと1回毎のテーマを設定する（資料4参照）。

専門の医療機関や自助組織などの情報を準備する。

7 周知

実施主体において広報、ホームページ等を活用するとともに、あらゆる機会に関係機関への周知に努める。

こころの健康センターは、関係機関及び団体への周知に努める。

8 費用及び事業経費

(1) 費用

参加費用は原則として無料とする。

(2) 事業経費

非常勤医師または外部講師等は、月1回程度雇上げができる。

ア 非常勤医師報酬

総務事務システムへの実績登録に基づき、こころの健康センターから配付予算により総務事務センターが支給する。

イ 報償金

こころの健康センターからの配付予算（四半期ごとに配付）により各区において支出する。

9 運営及び記録

(1) 運営

各自記入する参加者名簿（様式①）、年間の出席者名簿（様式②）を作成する。また、テーマや話された内容の要約及びスタッフの感想などを「酒害教室」記録（様式③）を用い記録し、保管する。

(2) 記録

参加者の記録は保健師活動支援システム（PANSY）にて行う。

10 評価

毎年度5～6月に参加者にアンケート（様式④）を実施する。

11 報告

(1) 各区保健福祉センター

精神保健福祉相談員は、実施したアンケート（様式④）の写しをこころの健康センターに提出する（報告月：5～6月）。精神保健福祉月報は保健師活動支援システム（PANSY）で報告する。

(2) こころの健康センター

地域保健・健康増進事業報告「5（1）精神保健福祉（相談等）」については、全区の実績をとりまとめて報告する。

12 人権等に対する配慮

本事業の実施にあたっては、人権及びプライバシーの保護に留意し、合理的配慮を行うこと。

附則 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改正する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から一部改正する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改正する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から一部改正する。

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から一部改正する。